

鉱山保安法第39条命令の発出について

1. 経緯

①田子倉鉱山(福島県南会津郡只見町所在)について、平成30年9月25日に鉱業権が放棄されたことから、令和3年10月6日に鉱山保安法第39条命令調査を実施したところ、当鉱山530mLに水平坑の開放坑口と坑内水の流出が確認された。

②上記調査結果を踏まえ、危害及び鉱害の発生のおそれについて検討したところ、坑内水の流出については、鉱害のおそれはないものと判断したが、開放坑口については、危害の発生のおそれがあると判断し、最終鉱業権者(かつ原因行為者)に対し、危害防止のための措置をするよう指導してきた。

③しかし、法第39条命令の期限(令和5年9月24日)まで措置の実施が見込めないことから、最終鉱業権者に対して、「危害を防止するため、坑口の閉そくその他の適切な措置を講ずること。」とした、法第39条命令を令和5年9月14日付けで発出した。

2. 東北支部の今後の対応

①法第39条命令について、施工時期を令和6年6月～7月とし工事を実施する旨の実施計画書が提出されたものの、これまでの指導に対応してこなかったことから、当該工事に向けた準備状況等について、逐次確認・指導していく。



坑口の状況(1)



坑口の状況(2)
※立入禁止テープで仮措置

